

第125回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和3年9月1日（水） 11:00～12:00

場 所：オンライン開催

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、勢一智子構成員

〔政府〕 寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長

※地方三団体の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和3年の提案募集方式に係る重点事項について（地方三団体からのヒアリング）

地方三団体から意見聴取の後、質疑応答を行った。地方三団体からの説明及び主なやりとりは次のとおり。

（高橋部会長）まず、全国知事会から御説明をお願いしたい。

（全国知事会）資料1ページの下の囲みのところのとおり、今年度は計画策定等に関する提案が29件、うち重点事項が25件、義務付け・枠付けの見直しに関する提案が24件、うち重点事項が18件、そのほか権限移譲に関する提案が3件等となっている。まず、計画策定については、地方にとって非常に大きな負担になっているものであり、ぜひよろしく対応をお願いしたい。また、義務付け・枠付けに関する提案についても、ぜひ迅速な対応をお願いしたい。

次のページを御覧いただきたい。計画策定についての話であるが、提案が29件もあり、1つの提案で複数の対応を求めている場合もあるので、資料に記載した論点ごとの件数の合計と全体件数は一致しないが、ここに記載のとおり、まず、策定の義務付けをされているというケースがある。それから、計画の期間がかなり短いという期間の問題が2番目の論点である。3番目の論点としては、類似の計画が多数策定を義務付けられているという点である。4番目の論点としては、計画策定の手続や内容について簡素化できないかという点である。その他、計画の位置付けの明確化や策定のための支援の拡充を最後の論点としてまとめている。実態として、一本の計画を抱えるだけでも、策定するまでに、中身も手続も相当な負担になっているということをぜひ理解いただきたい。

次の3ページを御覧いただきたい。計画策定が負担となっている背景には数の増加がある。全国知事会において研究会を行い調査したところ、調査時点で、263の法律において390件の計画策定が規定されている。これは平成4年と比べると233件も増えており、このグラフを見ると一目瞭然である。確かに、義務ではなくて努力義務やできる規定になっているものもあるが、事実上は全国で定めなければならない場合や計画が財政支援の要件となっている事例もあり、策定が事実上必須であると特に県の場合は受け止めている。そのような実情もあり、計画数の増加、そして類似のものが乱立しているという話が、地方からも多く上がってきている。

実態調査の結果は4ページにまとめているが、類似の計画があることや、期間が短いという先ほどの論点で申し上げたことについて、支障事例として地方から声が上がっている。個人的感想として1つ付け加えると、都道府県庁の仕事というのは、国の省庁の単位が、県庁へ来ると部の仕事になる。そして、その仕事が行くと大体課になる。つまり、国のある省庁の話が全部1つの部へ来る。厚生労働省を例にすれば、県庁では保健福祉部ないしは保健福祉局という部局の仕事になり、それが下りていって、市町村、特に10万人以下の自治体になってくると、保健福祉課とか民生課という課の仕事になることを国には理解いただきたい。つまり、省庁内のある局の中で、課単位で色々な計画の策定を求められると、大体省庁が県庁の部に当たるので、省庁の局は県庁へ行くと大体課に当たり、県庁は同じ課で全部そういうものを受けていくことになる。そして、市へ行くと、係ぐらいのレベルになり、本当に2、3人の方のところへ全部の仕事が来る。言ってみれば、逆三角形のような形をイメージしていただければよいが、そのような状態になっている。個々のものは確かに正しくとも、これだけの数が集まるとどうなるのかということをよく国には理解いただきたい。私もある県の離島の役場、20数人ぐらいしかおられないところへお邪魔した際にこういう状態を痛感した。つまり、総務省から出ている交付税や公務員制度など、あらゆる通知を総

務係長が全部見るという状態になっている。国のそれぞれの方は正しいことをすばらしい目的のために行っている、これが最後にどこへ行き着くかということをごひよく考えていただきたい。計画については、個別のところそれぞれ目的を持って進めているのだろうが、大変大きな事務のまま、都道府県、それを經由して、市あるいは村まで行っているという実態をごひ理解いただきたい。

次に、5ページは義務付け・枠付けの関係であるが、これは従来から大変御尽力いただき見直しをしてきているが、なお従うべき基準が残っており、地方からいろいろと提案をいただいている。

具体例は6ページになるが、医療福祉関係やその他のものという形で分類しており、義務付け・枠付けや従うべき基準の見直しについて、なお地方から声が上がっている。

従来、7ページにあるとおり地方分権一括法において対応してきていただいているが、なお一層の徹底をよろしく願いたい。

また、8ページに記載したが、新たな義務付け・枠付けが出てくるときに、それを止める仕組み、特に閣法の場合、何らかの形で、法案になる前にチェックしていただきたいという声地方から上がっている。

最後に、9ページに記載したとおり、法令に基づかない義務付け・枠付けもあるので、併せて目配りをよろしく願いたい。

(高橋部会長) 次に、全国市長会から御説明を願いたい。

(全国市長会) まず、14ページに、各提案への共通意見として、事務・権限移譲の場合の工程表等のスケジュールや人員の財源措置、財源の移譲、人材育成、マニュアルの整備、技術的助言について記載している。本年度は、特にこのポツの5番目の計画の策定について個別に説明させていただくが、まず、総論的な話として、基本、法令上の対応ということで各省においてしっかり見直しを行っていただきたい。ただ、法令の見直しまで必ずしもいかなくとも、支障事例として挙がっているもので、現行制度で対応可能なものがあれば、要綱、通知等で周知徹底を図っていただきたいということを総論的に申し上げたい。

次に、16ページ以降の個別の事例について、幾つかかいつまんで説明させていただきたい。まず、資料20ページの管理番号200、応急仮設建築物の存続期間の延長について、新型コロナの対応のため、臨時の病院やワクチンの接種会場、病床の宿泊療養施設等で、現行の建築基準法の規定を活用して、応急仮設建築物として建てているものがある。延長措置が現行法でもあり、2年3か月が存続期間の基本となっているが、この先どういう展開になっていくかということもある。東日本大震災のときに応急仮設住宅などの関係で延長特例の制度もつくられている。まさに現下の直接の対応に関わることであり、こうした事例が都市から上がってきているので、よろしく検討のほど願いたい。併せて、延長する場合に、安全性の観点から支障がないと認める場合という特定行政庁が判断する基準をある程度明示していただくことも関係省庁に検討いただきたい。

続いて、今回の重点募集テーマの計画策定等についてだが、総論的な話については、先ほどの知事会からの説明と全く共通の認識を持っている。その前提の下で、個別事例の話をごさせていただく。

まず、資料21ページの重点番号30、下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直しについて、下水道事業計画の予定区域の変更は重要事項であるため協議が必要であるという基本的な法制度は自治体も理解しているが、ある程度の規模の都市になると、おおむね処理区域の範囲は成熟してきており、むしろ個別の対応が迫られる部分も出てくる。このような部分について、大本の処理能力や処理施設の規模に影響を与えないと自治体の下水道の担当者、プロが見て言っているのだから、そうした程度の処理区域の拡大については、現行の協議制度の運用の在り方を検討していただいてもよいのではないかと提案である。実際、意見照会をしたところ、協議に時間がかかるのを避けるために一旦民間事業者へ自費施工してもらい、幾つかまとまった段階で所要の手続を行ったり、道路改良工事等と抱き合わせの形で要件を位置付けたりしているという意見が自治体からも挙げられている。したがって、いろいろなケースがあろうかと思うが、前段で申し上げたとおり、もともと法制度の建前としては、ある程度一定のまとまりを持った予定処理区域を想定して立てつけがなされているかと思うが、実態は年月が推移する中で変わってきているわけであり、現場の対応も尊重していただきたい。

ちなみに、国交省の1次回答では予定処理区域の変更は私人等への影響が大きいとあるが、現場からすると当たり前の話であり、自治体が接続義務を各住民に説明し、将来的な負担や工事手順も丁寧に住民に

説明して、予定処理区域の拡大、地域の下水道が施工されるわけである。それを、所管省が回答の理由として私人等への影響が大きいかということ挙げるのは、現場のことは当然十分理解いただいているとは思いますが、正直、いかがなものかと感じる。まさにこのような私人との調整を行い、速やかに仕事を進めていくことが必要なときに、協議というものを全否定するつもりはないが、協議があることにより仕事が進めにくくなるような話もある。ゆえに、所管省には、現状に対して客観的な認識が必要であれば、協議の在り方の工夫、例えば、簡易協議的なことや届出的なことを、具体の状況に即して検討いただきたい。

続いて、管理番号157、障害者の計画の関係だが、障害者基本法と障害者支援法の関係や、実際の福祉サービス・支援をどう行っていくかといった体系は、自治体の担当者も十分承知している。ただ、先ほど知事会からも説明があったように、国の各省がそれぞれ別のところで法律をつくり、その法律の整理なり制度はきちんと論理的に区別されているとしても、現場に下りてくると、障害福祉の担当課の中で障害基本計画があり、福祉サービスがあり、障害児の支援サービスがあるというように、一手に行うことになる。人員的な大変さや労力の大変さもあるが、このような計画をつくる際には、審議会はもちろん、障害者関係の方々や議会も含めて、説明なり考え方を言っていくときに、片や5年、片や3年であることをどう説明していくかが難しい。自分の経験で申し上げると、ある市で勤務していたときに、この計画の策定の話を書く機会があり、一言、大変だよねとしか言いようがなかった。説明の仕方として、国の法律なり考え方でこうなっているという話を担当は言わざるを得ない。作業的な手間や担当者が忙しくて大変ということだけでなく、5年と3年の計画が混在しているという状況について、本来の計画を生かした行政、計画に基づく行政をどのように進めるのかという観点からも見直しが必要である。また、実際、3年でPDCAを行うのは大変である。計画をつくるのに、アンケート等々の準備に半年以上、審議会と議会等も含めて、順次説明をして1年かかる。2年目は、それを進めてやって、3年目になると、また次の計画づくりを考えなければいけない。果たしてそれがPDCAの在り方としていいのか、一定の基本方針なり具体的な施策の方向性は、その程度の期間で変わり得るものなのかということも含めて検討いただきたい。もちろん、サービスの見込み量のようなものは3年単位で見直しが必要な場合もあるかもしれないが、何らかの手当の仕方もあるのではないかと思いますので、所管省でも検討いただきたい。

続いて、努力義務となっている計画策定の関係で主に環境省の関係であるが、地球温暖化の実行計画等々については、政令市、中核市、一般市で権限が違う。もちろん、それに合わせて、例えば、実行計画も義務付けられているものから、今回の改正で努力義務規定とされているものもある。法律上の区別はそれぞれの所管省の考えかと思うとともに、国の方向として進めていくということは十分理解できるものの、例えば、温暖化の計画であれば、人口集中部の大都市の話と、一般市、地方とは全く取組の対応も違ってくる。そのような実情を踏まえることなく、例えば、全国の都市の策定率を示すなどと、データの公開の重要性を否定するものではないが、ややもすると事実上の強制となったり、財政支援の関係と絡んでくることとなったりすれば、やはりそれは違うのではないかと思います。このような場合に、法制上の努力義務とできる規定の違いは何なのかということになる。努力義務を求める以上は、それ相応に国でも技術的助言や財政的支援等のしっかりとした後押しを考えていただきたい。単にこの施策は大事だから努力義務であるということだけを示し、それがそれぞれの自治体の対応とは別に独り歩きするようなことは避けていただきたい。

また、環境省の計画関係で、他の計画と統合して策定可能なものもあると聞いているので、所管省にはその点をしっかり自治体に周知をいただきたい。

地方創生推進交付金、地域再生計画の関係については、地方も大変ありがたく事業をさせていただいているが、年月も積み重なってきた中で事務改善的な話になろうかと思う。KPIの設定の在り方についての意見や、自治体の総合計画等、各自治体のありように合わせた形でもいいのではないかという意見がある。交付金を出す以上は国としての狙いがあるという議論も従来からあるが、それぞれ調整がつくような形で改善を図っていただきたい。

私どもとしては、個別事例をてこにして、一つ一つできるところから進めていただければと思っている。
(高橋部会長) 次に、全国町村会から御説明をお願いしたい。

(全国町村会) 町村が提案団体になっている個別の重点事項について、順次、説明をさせていただきたい。

26ページの重点事項4、管理番号158の市町村子ども・子育て支援事業計画において定める量の見込みの算出方法の見直しについて、全国町村会も共同提案を行っている。量の見込みについては、アンケート以外のより効率的・効果的な手段がある場合は、その運用を妨げるものではない旨を事務連絡において明示することで、市町村における計画策定時の事務削減が進むとともに、より実態に近い見込みの算定、設定が可能となるようお願いしたい。また、アンケート調査は、計画策定の前年度に実施する市町村もあるようなので、早期の事務連絡の発出など、提案団体の意見を十分尊重し、積極的に対応いただきたい。

続いて、重点事項5、管理番号186、190の要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月に延長する見直しと、管理番号187の介護認定審査会を簡素化して実施する場合における通知の省略についてである。高齢者人口の増加に伴い、要介護認定申請件数も増加しており、認定調査員、主治医、介護認定審査委員等の関係者の負担が増加している状況である。また、暫定的な要介護認定も増加しており、いずれの項目も自治体の抱える問題を理解いただき、提案内容を含めて、少しでも事務の軽減、円滑化が実現されるよう、検討をお願いしたい。

続いて、重点事項6、管理番号31の介護保険負担限度額認定証の認定期間を延長する見直し及び預貯金要件の調査の明確化についてである。厚生労働省の回答では、限度額認定証の有効期限が介護保険計画課長通知で1年となっていることから認められない旨の回答となっているが、対象者の多くが高齢者であり、所得水準などの変化が少なく、また、高齢者ゆえの現場の対応として苦慮していることも提案につながったものである。ぜひ理解いただきたい。預貯金等の要件についても、事務処理を行う上で明確な判断基準などを示していただくことで事務負担の軽減につながる。積極的な検討をお願いしたい。

続いて、27ページの重点事項7、管理番号217の管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直しについて、地域における在宅の要介護者に対する栄養管理は、自立支援、重度化防止につながる。提案が実現されるようお願いしたい。

続いて、重点事項13、管理番号157の障害者及び障害児計画の計画期間の延長については、全国町村会も共同提案を行っているものである。第1次回答では、短期間での計画見直しで施策効果の検証の時間が不十分であるのは事実であるが、報酬改定との関係から政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいとした上で、次期基本計画の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたいという回答をいただいているが、現行の計画期間の3年では、成果目標やサービスの必要量の見込みの設定について、実態把握や検証を行い、計画に反映する十分な時間を確保することが困難である。行政の効率化につなげるためにも、自治体の抱える問題を理解いただき、一部でも提案が実現されるようお願いしたい。

続いて、重点事項14、管理番号216の町村介護保険事業計画の計画期間を6年に延長することについては、3年間というサイクルでは計画全体の検証が難しいと伺っており、例えば、3年計画の部分と6年計画の部分に切り分けることが可能な仕組みとするなど、現場の町村における介護保険事業計画策定の事務負担軽減のために最大限の対応をお願いしたい。

続いて、28ページの重点事項22、管理番号1の農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化についてである。教育委員会が行う試掘調査については、土地の一部のみを掘削するだけで、農地の状況を大きく損なうものではなく、短期間での原状復旧がされるものであるため、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求めるものである。本件については、宮城県松島町からも同趣旨の意見があり、提案団体などの意向及び関係省庁の回答を踏まえ、提案が実現されるようお願いしたい。

続いて、重点事項26、管理番号144の地域公共交通に係る各協議会等を一元化することを可能とする見直しについては、既に各会議を一元化できるようになっているとのことであるが、法令の改正を含め、明確で分かりやすい方法において周知をお願いしたい。

続いて、重点事項28、管理番号213の市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る議会の議決手続の見直しについてである。市町村においては、都道府県とは異なり、法令上、議会の承認を求められることとなっており、議会手続には通常1～3か月ほど要すると伺っている。応急工事計画の議会の議決が不要となれば、早期に迅速な災害復旧ができることから、営農再開や二次災害の発生防止にもつながるので、提案団体の意向、関係省庁の回答を踏まえ、実現されるよう適切な対応をお願いしたい。

続いて、重点事項29、管理番号212の地籍調査に係る修正方針の統一・明確化についてである。これにつ

いては、地権者と合意された案件についても修正指示が行われることや、登記官によって判断が異なるなど、現場が混乱する事例も生じている。提案団体、追加共同提案団体も東北地方から九州に至るまで、複数の自治体で同様の支障事例、提案が上がってきており、全国的に生じている案件のようである。地籍調査の円滑な実施のため、提案団体などの意向を踏まえ、修正方針を明示したガイドライン、手引書を作成するなど、修正方法の統一・明確化に向けて検討いただきたい。

続いて、29、30ページの重点事項32、管理番号155及び156の地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金に係る交付申請の簡素化については、全国町村会も共同提案としているものである。まず、複数の事業を実施している場合にあっては、個別事業ごとに計画策定をするのではなく、包括的な地域再生計画、実施計画及び施設整備計画の策定による交付申請が可能になるようお願いする。また、町村の事務負担の軽減を図るため、記載内容の一層の簡素化を併せてお願いする。提案団体の意向を踏まえて実現されるようお願いしたい。

続いて、31ページの重点事項32、管理番号161の地域再生計画認定手続の見直しについてである。現状、地域再生計画と地方創生推進交付金実施計画の提出時期はほぼ同時期であるため、同時進行で作成しなければならない状況になっている。実施計画について、事前相談で指摘事項があった場合には、他の計画とのすり合わせを行わなければならないということもあり、国には事務負担の低減に寄与できるようスケジュールを立てていただくなど、改善をお願いしたい。

続いて、重点事項33、管理番号204の地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることの明確化と、両計画の期間の統一についてである。地方版消費者基本計画と地方版消費者教育推進計画を一本化した計画の策定や計画期間の統合については、計画策定に係る事務負担の軽減が期待されることから、ガイドラインや通知により柔軟な策定をすることが可能である旨を各地方公共団体に示していただくなど、提案団体の意向を十分尊重し、提案が実現されるよう積極的に検討をお願いしたい。

最後に、32ページ、33ページの全事項に共通して国に対処を求める意見についてだが、内閣府事務局において、計画策定等に関する情報の整理を進めていただき、計画策定等が今年重点募集テーマとなったところであり、地方分権改革を進める上で、大きな問題提起となったものと感じている。各省庁には、今回取り上げられた計画策定に関する提案について、法令の見直しをはじめ、前向きな対応を検討いただきたい。第二次、第三次勧告後、計画策定の義務付け、努力義務、できる規定が増加していることから、議員立法も含めて、新たな計画の増加を抑制する仕組みが必要だと考えており、この点も国において検討いただきたい。

国が行う調査・照会についても、全国町村会が行った町村での現地調査やアンケートにおいて、調査への回答に追われ本来業務に手が回らない、調査の簡素化・合理化により職員の負担を軽減してほしいという声が複数上がっている。小規模町村では、役場職員が複数業務を兼務している場合が多く、調査・照会も計画策定と同様に現場の負担となっている。不要不急や重複している調査・照会等は廃止・統合を行い、真に必要な調査・照会であっても、本来業務を圧迫することのないよう十分な配慮をお願いしたい。

(高橋部会長) それでは質疑を行う。まず、知事会から説明のあった、各省は大きな局や課を抱えているのに対して、都道府県や市町村に下りると、それに対応する部局は規模が小さくなっていき、大きな能力を持っている省庁が自らの考えで全部下ろしてくると飽和状態となってしまい、実際の事務が回らないという話は、大きな論点だと考える。この点について、何か各省を説得する材料等があれば御教示いただきたい。

(全国知事会) 各省の方にも市役所に勤務となって身をもって感じなければあまり切実感がないのではと考えるが、どういう形であれば各省に、大げさに言えば世論全体に理解していただけるか、分かりやすい事例を少し考えてつくりたい。

(大橋部会長代理) 逆三角形と説明されたところは、私も非常に面白いと感じた。結局、自治体レベルの執行面に対する大きな負担になっているということで、関係府省ヒアリングの際には、法律に基づいていろいろな義務付けが並立しているという議論はしたところだが、並立どころではなく、それが1人の担当者のところに集中して豪雨のように降っているという状況が現場で生じている。こうしたことが、支障事例

の中でリアルに描かれたものを出していただけると、さらにこの議論をしやすい。知事会だけでなく、市長会、町村会にも、支障を述べられるときには、その辺りも強調して出していただけるとありがたい。

(全国知事会) 承知した。市・町村とも話し、支障事例を具体例の形でまとめたい。

(勢一構成員) 今、御意見が出た逆三角形の部分は、私も非常に重要な支障だと考えている。確かに、具体的な形で支障を示していただければ、非常に議論の支えになると考える。特に、知事会だけでなく、市長会、町村会からも、それが全体像としてどのような形になっているのかというところを教えていただけると非常にありがたい。

もう一点、計画の期間の御指摘をいただいたが、私もこれは非常に重大であるに関心を持っており、3年でPDCAは本当に回るのかという御指摘はもっともではないかと感じている。その場合、次の議論として悩ましいのは、長くすればよいのかという点と、あるいは、そうではなくて、各自治体がそれぞれ決定できるようになればいいと考えるのか。長くすれば解決するというものとも思えず、かといって各自治体があらゆる計画の期間を適切に判断するというのもなかなか難易度が高いのではと感じており、差し支えない範囲で構わないので、現場の考え等、何かヒントをいただけるとありがたい。

(高橋部会長) 勢一構成員の御質問は、知事会、市長会、町村会に共通する話だと思うので、それぞれ御回答いただきたい。

(全国知事会) 期間については、団体で違うこともあり得ると思うが、国の制度であるため、一律で問題はないと考える。確かに、3年は本当に短く、分野が大きな話になればなるほど、せめて5年はなければ、準備や対策を取っていくことが難しい。10か年計画でも5年のところで進捗状況に応じて一旦見直す等の対応を行ってきた記憶もある。したがって、少なくとも3年で結果を求めることは、手間ばかりかかることから長くした方がよいと考える。

(全国市長会) 私どもも、3年でPDCAというのは、たとえ状況が変化するにしても大きな変化は想定されず、また、そのための情報収集等の事前の準備や検証の時間をしっかり取った上で計画を策定するにしても、3年では短いと考える。何年が適切かというのは分野によっても違いはあるかもしれないが、一つの相場観としては、5年が割とどの分野でも一番落ち着くのではないかと。法令によって定める計画であれば、期間を何がしかの形で決めることは必要であり、その点を否定するつもりはない。ただ、先ほどの障害福祉の話で申し上げたとおり、障害者基本法関係の計画期間が5年、実地で支援サービスを行うための計画期間が3年となっているので、自治体からすると切りのいいようにしてもらいたいということである。国で全体の法令を整備する際、障害者福祉は歴史のある行政であり、新たな障害者基本法に基づく法令が積み重ねられていく過程で、国には整合性も含めて検討いただきたい。

なお、先ほど知事会から話があった支障事例についても、我々ももっと分かりやすいものを考えていきたいが、作業量が多いという言い方はともすれば我々としても誤解を招きかねない表現で、仕事のやり方に問題があるのではないかと議論になってしまうと生産的ではないので、その点も含めて考えていきたい。

(全国町村会) 計画期間の関係は、恐らく負担金との関係や改定時期との関係もあり、3年となっているものもあるのだろう。計画の中身で負担金なり料金なりに関わる部分と関わらない部分に切り分けができないかという声もあったので、計画期間を長くしていただくというのありがたいが、それがかなわないのであれば、計画策定に当たって少しでも事務負担が軽くなるよう改善できる部分を見直していただきたい。

(高橋部会長) 市長会から御意見をいただいたコロナの関係事案の要件の明確化の要望、そして、下水道の問題について私人の影響が大きいという回答は理屈にならないのではないかとといったこと、努力義務のお話などは、省庁の2次ヒアリングにおいて反映させていただきたい。

加えて、統合補助金、地方創生補助金との関係について、窓口が別々で縦割りになっている点が弊害だと考えているが、改善について何か御意見があれば、市長会、町村会にお聞きしたい。

(全国市長会) これについては各自治体からいろいろな形で意見が出てきている。地方創生交付金もある程度年の積み重ねもできてきたところであり、手続の在り方や自動転記云々というような工夫もしていただいているが、自動転記を行うくらいであればそもそも転記もなしにできるのではないかとといった話もあり、個別の事務改善的な話になるので、各自治体の意見を所管部局でよく聞いていただき、毎年度、順次でも

改善をお願いしたい。

(全国町村会) 基本的に市長会と同じであるが、スケジュールがタイトということや記載内容のこともあるので、一步ずつ前進していただければありがたい。

(大橋部会長代理) 市長会から御意見のあった下水道の関係については、私人に対しての影響や經由事務に関することであるためと言われると非常にづらいところがあり、提案のように協議を緩めても問題ないということを示すための資料のようなものがあるとありがたい。

期間の問題については、3年では無理というのは国も承知しているけれども、結局、料金の改定や介護保険料など、3年単位の厚労省関係のものがネックになっているので、その切り分けがきちんとできるということを出していただけると非常に議論しやすい。

最後に、私どもとしては、できれば国の計画は削減し、自治体の計画があればそちらにまとめてほしいということをお願いしたいが、その際に、地方自治法が総合計画の規定を法律から落としたことの評価は、現場でどう感じているのか前から気になっていたのので教えていただきたい。

(勢一構成員) 今回、かなり具体的なお話もいただき、非常に参考になった。総合計画の件は私も知りたいので、ぜひお願いしたい。

(高橋部会長) それでは、最後に一言ずつ三団体からお話しいただきたい。

(全国知事会) 総合計画の規定がなくなったから問題だという話自体あまり聞いたことがない。都道府県では、自分のところのいろいろな長期の構想や計画をそれぞれで持っており、そうしたものがあつた上で、言わば縦割りのいろいろな分野の計画をつくるよう法律で義務付けられていることが問題だという認識である。県の総合的な計画については、何ら問題はないと理解している。

(全国市長会) 先ほど、大橋部会長代理からお話があつた計画期間3年の話について、介護保険料は我々自治体も十分意識しており、3年で国の報酬改定、それと連動して保険料改定、そのための3年間のサービス量の見込みが非常に重要だということである。その辺りは十分意識しつつ、コアの部分とそれ以外の基本的な方向性の部分を分けて、全体計画を策定した上で量の見込みなどを補充するような仕組みなどがあるのではないかと議論を前広にやっていただきたい。

国交省の私人への影響が大きいという話については十分分かっており、その私人への影響が大きい対応を現場が必死にやっているのだから、手続的なものについても、改善、配慮をお願いしたいというのが我々の趣旨である。

総合計画については、確固たるデータはないが、実情を申し上げますと、過去に法律で義務付けられていたこととは別に、それぞれの市で策定するものは策定していくという形で進めてきた部分が多いのではないかと。

(全国町村会) 知事会から説明のあつた逆三角形の話について、町村は、照会が来れば、1人の担当が3つも4つも抱えているような実態がある。調査は必要であるから行っているのは事実なのだろうが、できるだけ絞った形にすることや説明書きを十分にさせていただくこと、計画づくり、マニュアルづくり等を含めて、比較的取り組みやすいような仕組みをつくっていただきたい。

(高橋部会長) それでは、本日のヒアリングはこれにて閉会とする。なお、当部会で議論した内容は、9月3日に行われる地方分権改革有識者会議において報告することとする。